**申請様式１）CCDSサーティフィケーション（★レベル1）申請書**

|  |
| --- |
| **事務局記入欄** |
| **申請書番号** | **SL1** |  |  |  |  |  |  |  |  | **－** |  |  |
| **サーティフィケーション番号** | **SL1-GR2019-** |  |  |  |  |

**■申請者の情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 法人番号 |  |
| 所属 |  |
| 役職 |  |
| 申請者氏名 |  | 印※1 |
|  |
| 担当者連絡先請求書送付先 | 所属・担当者名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| Email |  |

※1　申請書への捺印は、お手数ではありますが代表者印もしくは契約書に捺印する部門長印を使用してください。

**■申請対象製品の情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 製品名称 |  |
| 型式番号 |  |
| 製品バージョン |  |
| 外部接続I/F | [ ] RJ45　　[ ] Wi-Fi　　[ ] Bluetooth　　[ ] USB[ ] 特定小電力無線[ ] その他（　　SDカード　　　　　　　　　　　　　　） |
| 動作OS | [ ] Linux系　　[ ] Windows系　　[ ] Android　　[ ] iOS[ ] RTOS　　　[ ] 独自OS |
| ご希望の登録日　※2 | 　　　　年　　月　　日 |

※2　サーティフィケーションを登録する（マークの使用を開始する）ご希望日を記載下さい。

　・サーティフィケーション登録には、審査が完了し、登録管理料のお支払いまで完了している必要がございます。ご希望の登録日までにすべての手続きが完了していない場合、ご希望通りに登録が完了できませんので、予めご了承ください。

（次頁につづく）

**以下、申請時に記載できない場合は、「検査結果の提示」までに指定検証事業者へ提出下さい。**

**■登録管理料算出の情報**

・下表に登録管理料算出の情報を記載ください。

・なお、登録管理料は販売実績に応じて調整されます。

・毎年12月1日に販売実績と見込みについて報告をお願いしております。

|  |  |
| --- | --- |
| １）対象製品の単体売価 ※3 | 円/台 |
| ２）マークを付与する製品の販売予定台数（年間） | 台/年 |
| ３）登録管理料（年間）A: 基本管理料　 | [ ] CCDS幹事会員・正会員＝　　　0円[ ] CCDS一般会員・他一般＝200,000円 |
| B: 個体管理料の試算　 下記A）～C)のパターンから該当するものを選択してください |
| A）単体売価＝20万円未満 | **①対象製品の単体売価** | **×** | **②販売予定台数** | ×0.20％ | **＝** | **③個体管理料** |
| 円 | 台 | 円 |
| B）単体売価＝20万円以上～50万円未満 | 300円（固定） | **×** | **②販売予定台数** | **＝** | **③個体管理料** |
| 台 | 円 |
| C）単体売価＝50万円以上 | 400円（固定） | **×** | **②販売予定台数** | **＝** | **③個体管理料** |
| 台 | 円 |
| 他に登録済の製品の有無 | [ ] 有（登録管理料はCCDSにて算出）　　[ ] 無（法人として初登録） |
| 上記③個体管理料の試算が20万円未満かつ初登録の場合の個体登録管理料 | **＝** | 200,000円 |
| ③登録する対象 ※4 |  | **～** |  |

※3　単体売価：

・メーカの場合：メーカ販売価格（卸価格 or FOB（ Free on Board=本船渡し）価格）

・輸入代理店の場合：仕入れ価格

※4　サーティフィケーションの登録対象としたい機器が一意に特定できる情報（シリアルナンバー、個体識別IDなど）を記載してください。シリアルナンバー、個体識別IDなどは一覧表を添付していただく形でも結構です。記載いただいた登録対象がサーティフィケーションマークの利用対象となります。

**申請時に決定されていない場合は、決定後速やかに指定検証事業者に提出してください。指定検証事業者によって対象機器が登録された後、サーティフィケーションマークが使用できます。**

**■CCDSマーク取得製品の情報開示**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| CCDSホームページ上でのマーク取得製品情報の掲載 | [ ] 掲載可 | [ ] 非開示 |
| 掲載範囲（可能な場合） | [ ] 製品名　　[ ] 型式番号　　[ ] 製品バージョン[ ] 製品URL：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）[ ] 問い合わせ先：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 掲載時期 | [ ] すぐに掲載可能 |
| [ ] 掲載時期を指定　　　　　　　　年　　　　月　　　日以降 |

**■CCDSサーティフィケーションプログラム規程の了解について**

|  |
| --- |
| [ ] 規程に記載の全内容について、承諾の上で申請する |

**■申請書および添付書類取扱い規程（別紙）の順守について**

|  |  |
| --- | --- |
| [ ] 記載内容を了承の上で申請する | [ ] 別途合意書による調印にて了承とし、申請する |

**別紙）申請書および添付書類管理取扱い規程**

１．「CCDSサーティフィケーションプログラム規程」に基づく申請書及びその添付書類(各申請書と同時又は後日補充のために提出される検証結果等の書類を含む。以下同じ)に含まれる「申請書及び添付書類」について、一般法人重要生活機器連携セキュリティ協議会(以下、申請書受領者)は以下の各事項を順守する。

1) 申請書及び添付書類を第三者に開示又は漏洩せず、また申請者の自主検証(申請者が依頼する検証事業者による検証を含む)に基づくサーティフィケーション申請の適否判定を行う目的以外には使用しない。ただし、前記、適否判定を目的とし、申請書受領者と守秘義務契約を締結した第三者を除くものとする。

2) 保管場所(電磁的な保管場所を含む)及び管理責任者を定め、申請書及び添付書類の漏洩又は紛失を未然に防止するため厳重に保管する。

3) 申請書受領者あるいは前1) 項の申請書受領者と守秘義務を締結した第三者内においては、自己の秘密文書を取り扱う場合と同程度の注意義務を尽くすものとするが、少なくとも、善良な管理者の注意義務を尽くすものとする。申請書及び添付書類を取り扱う当事者を必要最小限にとどめ、上記保管場所以外へ持ち出さない。

4) 前3)号の事項は、自主検証によるサーティフィケーション申請の適否判定の結果如何に拘わらず、また申請書が取り下げられた場合にも、適用されるものとする。

２．前項における申請書及び添付書類に関する規程は、次の各号に掲げるものについては適用されない。

1) 申請書受領者が申請書を受領した時点で既に公知のもの。

2) 申請書受領者の責によらないで公知となったもの。

3) 受領する以前より既に申請書受領者が保有していたもの。

4) 申請書及び添付書類に基づかず、申請書受領者が独自に開発したもの。

5) 申請書受領者が、正当な権限をもつ第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。

6) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの。但し、この場合、書面により申請者に事前通知を行わなければならないものとする。

３．申請者又はその代理人へ申請書の「受付に関する通知」をするにあたり、「申請書及び添付書類管理取扱い規程」を順守する旨の意思表示を同時に行うこととする。

以 上